

○長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年10月6日

条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(入所定員)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(申請者の要件)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人又は暴力団員等でない病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 次条から第10条までに定めるもののほか、法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--|
| 省令第37条の3 | 第3条の7から | 第3条の7第1項、第3条の8から |
| | 前節（ | 前節（第26条第1号から第3号まで、第7号及び第8号、第34条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに |

| | | |
|---------------------|--------------------|--|
| 省令第82条の2第1項 | 定期的に避難、救出その他必要な訓練を | 避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回 |
| 省令第132条第1項、第1号イただし書 | 2人 | 2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下 |

(令6条例10・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業又は施設について準用する。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護の事業
- (2) 指定地域密着型通所介護の事業
- (3) 共生型地域密着型通所介護の事業
- (4) 指定療養通所介護の事業
- (5) 指定認知症対応型通所介護の事業
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護の事業
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護の事業
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (10) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

(身体的拘束等の報告)

第7条 省令第3条の22第9号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる事業又は施設について準用する。

(令6条例10・追加)

(地域との交流)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、第6条第3項第1号の事業について準用する。

(令6条例10・旧第7条線下・一部改正)

(記録の保存)

第9条 省令第3条の40第2項の規定によるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第3項各号(第4号、第6号及び第11号を除く。)に掲げる事業又は施設について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第2号」とする。

3 第1項の規定は、第6条第3項第4号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第3号」とする。

4 第1項の規定は、第6条第3項第6号の事業について準用する。

5 第1項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号、第2号、第4号及び第6号」とする。

(令6条例10・旧第8条線下)

(消火設備の基準)

第10条 省令第67条第1項に規定する消火設備の基準は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けることとする。

2 前項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。

(令6条例10・旧第9条線下)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日条例第10号) 抄

この条例は、令和6年4月1日から施行する。